

出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令及び特定技能雇用契約及び一号特定技能外国人支援計画の基準等を定める省令の規定に基づき自動車整備分野に特有の事情に鑑みて当該分野を所管する関係行政機関の長が告示で定める基準を定める件(平成三十一年国土交通省告示第三百五十八号)の一部改正について(案)

## 1. 改正の背景

出入国管理及び難民認定法及び法務省設置法の一部を改正する法律(平成30年法律第102号)の施行によって創設された特定技能制度においては、産業上の分野ごとに特有の事情を考慮した特定技能外国人の受入れ基準を告示で定めることとされており、自動車整備分野においては、平成31年国土交通省告示第358号(以下「上乘せ基準告示」という。)で措置している。

令和5年6月9日、閣議決定により、自動車整備分野が特定技能2号の対象分野に追加され、熟練した技能を有する外国人材の受入れが可能となることを踏まえ、上乘せ基準告示について、所要の改正を行う。

## 2. 改正の概要

上乘せ基準告示について、以下の改正を行う。

- 1号特定技能外国人のみに適用している規定について、2号特定技能外国人へも適用範囲を拡大。
- 自動車整備分野に関する実務経験が2号特定技能外国人の要件となることから、特定技能外国人からの求めがあった場合における、当該特定技能外国人が所属していた特定技能所属機関による実務経験を証明する書面の交付に係る規定を追加。

## 3. 今後のスケジュール(予定)

公布:令和5年8月下旬ごろ

施行:公布日